【資料３】

秋田県認知症施策推進計画策定事業業務委託

企画提案審査会設置要領

（目的）

第１条　この要領は、秋田県認知症施策推進計画策定事業業務委託企画提案審査会の（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　審査会は、秋田県認知症施策推進計画策定事業業務委託に関する企画提案内容の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

（組織）

第３条　審査会の委員は、次の者をもって構成する。

1. 秋田県健康福祉部次長
2. 秋田県健康福祉部長寿社会課長
3. 秋田県健康福祉部福祉政策課長
4. 秋田県生活センター所長

２　審査会には委員長を置き、委員長は秋田県健康福祉部次長をもって充てる。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

４　委員が出席できない場合は、あらかじめ委員長又は委員が指名するものがその職務を代理することができる。

（運営）

第４条　委員長は、審査会を招集し、その議長となる。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

３　審査会は、非公開で行う。

４　委員長が緊急を要すると認める場合、または審査会を招集する必要がないと認める場合は、持ち回りによる審査を行うことができる。

５　審査会の事務局は、健康福祉部長寿社会課 調整・長寿社会推進チームに置く。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。